

広島県告示第三百五十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成三十一年五月九日までの間、縦覧に供する。

平成三十一年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大田木江線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町木江字東側五〇六七番六地 先から 豊田郡大崎上島町木江字東側五〇六七番六地 先まで		六・五〇〇 九・〇〇〇		六〇・九〇	
			一〇・九〇〇 二二・〇〇〇	六〇・九〇	拡幅